

## 第4章 個別労働関係紛争に係るあっせん等

### 1 事前相談

#### (1) 概要

相談件数は、昨年に引き続き、2年連続で同件数の163件となった。相談内容の事項別では、職場の人間関係42件、雇用(解雇等)28件等となっており、そのうちコロナ関連の相談は、雇止め4件、雇用(解雇等)3件など計14件であった。

#### (2) 相談件数

(単位：件)

区 分		29年	30年	31・元年	2年	3年	平均	
相 談 件 数		106	99	120	163	<b>163</b>	130.2	
相談内容の事項別	賃金等	賃金不払い	13	10	12	18	<b>15</b>	13.6
		一時金	1	-	1	4	<b>1</b>	1.4
		退職金	5	2	5	16	<b>5</b>	6.6
		諸手当	4	6	4	12	-	5.2
		その他賃金に関するもの	8	15	15	2	<b>16</b>	11.2
	労働条件	労働時間	3	4	3	1	<b>5</b>	3.2
		休日・休暇	4	4	3	2	<b>14</b>	5.4
		安全衛生	-	-	1	-	<b>1</b>	0.4
		その他労働条件に関するもの	9	9	8	15	<b>23</b>	12.8
	経営・人事	人員整理	-	-	-	1	-	0.2
		配置転換・出向	1	4	6	4	<b>10</b>	5.0
		雇用(解雇等)	25	12	25	24	<b>28</b>	22.8
		雇止め	11	9	4	5	<b>15</b>	8.8
		退職強要	5	4	6	16	<b>18</b>	9.8
		その他経営・人事に関するもの	3	8	16	17	<b>15</b>	11.8
	労働福祉	1	1	1	1	-	0.8	
	組合	2	4	-	-	<b>1</b>	1.4	
	職場の人間関係	-	-	-	42	<b>42</b>	42.0	
	その他	27	36	45	25	<b>7</b>	28.0	
	当事者の男女別	男性	53	52	60	82	<b>90</b>	67.4
女性		53	47	60	81	<b>73</b>	62.8	
当事者の住所別	京都市内	42	41	56	76	<b>68</b>	56.6	
	京都市内以外	23	15	37	40	<b>50</b>	33.0	
	不明	41	43	27	47	<b>45</b>	40.6	
当事者の労使別	労働者	101	94	117	154	<b>156</b>	124.4	
	事業主	5	4	3	8	<b>7</b>	5.4	
	不明	-	1	-	1	-	0.4	
相談の態様別	来局	26	13	32	40	<b>45</b>	31.2	
	電話	80	86	87	120	<b>111</b>	96.8	
	その他	-	-	1	3	<b>7</b>	2.2	

- (注) 1 複数の事項を含む相談があるため、相談件数と相談内容事項別件数の計とは一致しない。  
 2 平成31・令和元年までの「職場の人間関係」に関する相談は「その他」に計上しており、平均は令和2年以降の相談件数を分母として算出している。

## 2 個別労働関係紛争に係るあっせん

### (1) 概要

令和3年の新規申請件数は16件、係属件数は22件であった。終結は14件であり、その内訳は、解決が6件、打切りが6件、取下げが2件であった。

また、コロナ関連の新規申請件数は4件、係属件数は6件であった。終結は3件であり、いずれも解決であった。

### ア 取扱状況

令和3年に係属した個別労働関係紛争に係るあっせんは、前年からの繰越が6件、新規申請が16件の計22件で、うち14件が終結し、8件が次年繰越となった。(表1)

表1 取扱状況 (単位：件)

年	区分	係属件数			終結件数	次年繰越
		前年繰越	新規申請	計		
29		-	6	6	6	-
30		-	3	3	3	-
31・元		-	9	9	8	1
2		1	21	22	16	6
<b>3</b>		<b>6</b>	<b>16</b>	<b>22</b>	<b>14</b>	<b>8</b>
平均件数		1.4	11.0	12.4	9.4	3.0

### イ 新規申請の状況

#### (7) 申請者別状況

申請者別にみると、16件全てが労働者からの申請であった。(表2)

表2 申請者別新規申請件数 (単位：件)

年	区分	申請者別			
		労働者	事業主	双方	計
29		6	-	-	6
30		2	1	-	3
31・元		8	1	-	9
2		21	-	-	21
<b>3</b>		<b>16</b>	-	-	<b>16</b>
平均件数		10.6	0.4	-	11.0

#### (4) 月別状況

月別にみると、10月、12月が各4件、7月が3件、4月、6月、8月、9月、11月が各1件であった。(表3)

表3 月別新規申請件数 (単位：件)

年	月	月別												計
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
29		1	-	-	-	1	-	-	2	-	1	1	-	6
30		-	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3
31・元		-	1	1	1	1	-	1	2	-	-	2	-	9
2		2	2	2	-	1	1	1	1	3	2	3	3	21
<b>3</b>		-	-	-	<b>1</b>	-	<b>1</b>	<b>3</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>4</b>	<b>1</b>	<b>4</b>	<b>16</b>
平均件数		0.6	0.8	1.0	0.4	0.6	0.4	1.0	1.2	0.8	1.4	1.4	1.4	11.0

(ウ) 産業別状況

産業別にみると、卸売業、小売業が6件(37.5%)、製造業、医療、福祉、複合サービス事業が各2件(12.5%)等であった。(表7)

(エ) あっせん事項別状況

あっせん事項別にみると、延べ件数は31件となり、解雇等の「経営又は人事」が14件、「賃金等」が13件、年次有給休暇等の「労働条件等」が3件、その他が1件であった。(表8)  
また、コロナ関連は延べ5件あり、全ての申請において、解雇があっせん事項であった。

(オ) 地域別状況

発生地域別にみると、京都市内が13件、京都市内以外が3件であった。

ウ 終結状況

令和3年に係属した22件のうち、14件が終結し、その内訳は、解決が6件(42.9%)、打切りが6件(42.9%)、取下げ2件(14.3%)であった。打切りのうち5件は、あっせんについて被申請者が応じなかった(不応諾)ため、開催できなかったものである。(表4)

表4 終結状況

(単位：件)

年	区分	解 決			打切り (不応諾)	取下げ	計	(参 考) (%)	
		案提示	その他	小 計				解決率	案提示率
29		2	-	2	3(3)	1	6	40.0	40.0
30		1	-	1	2(2)	-	3	33.3	33.3
31・元		4	-	4	3(1)	1	8	57.1	57.1
2		10	-	10	3(1)	3	16	76.9	76.9
<b>3</b>		<b>6</b>	-	<b>6</b>	<b>6(5)</b>	<b>2</b>	<b>14</b>	<b>50.0</b>	<b>50.0</b>
平均件数		4.6	-	4.6	3.4	1.4	9.4	57.5	57.5

(注) 1 ( ) は不応諾の件数で、内数である。

$$2 \text{ 解決率} = \frac{\text{解 決}}{\text{解決} + \text{打切り}} \times 100 \quad \text{案提示率} = \frac{\text{案提示}}{\text{解決} + \text{打切り}} \times 100$$

エ あっせん回数及びあっせん係属日数

あっせん回数は平均1.1回、あっせん係属日数は平均50.9日であった。(表5、6)

表5 あっせん回数

(単位：件)

年	回数	0回	1回	2回	3回	4回	計	平均回数 (0回を除く)
		29	4	1	1	-		
30	2	-	-	1	-	-	3	2.0
31・元	2	6	-	-	-	-	8	1.0
2	3	10	1	2	-	-	16	1.4
<b>3</b>	<b>7</b>	<b>6</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>14</b>	<b>1.1</b>
平均件数		3.6	4.6	0.8	0.4	-	9.4	1.3

表6 あっせん係属日数

(単位：件)

年	日数	5日以内	6~10日	11~20日	21~30日	31~50日	51~100日	101日以上	計	平均日数
		29	-	-	2	2	1	1		
30	-	-	2	-	-	1	-	3	30.3	
31・元	1	-	1	1	4	1	-	8	35.3	
2	-	-	1	3	8	2	2	16	53.6	
<b>3</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>1</b>	<b>2</b>	<b>7</b>	<b>3</b>	<b>1</b>	<b>14</b>	<b>50.9</b>	
平均件数		0.2	-	1.4	1.6	4.0	1.6	0.6	9.4	45.0

表7 産業別新規申請件数

(単位：件)

区分	年	29	30	31・元	2	3	平均件数
<b>農業、林業、漁業</b>		-	-	-	1	-	0.2
農業		-	-	-	1	-	0.2
<b>建設業</b>		-	-	1	-	1	0.4
<b>製造業</b>		4	-	2	5	2	2.6
食料品製造業		1	-	1	-	-	0.4
繊維工業		-	-	1	1	-	0.4
パルプ・紙・紙加工品製造業		1	-	-	-	-	0.2
プラスチック製品製造業		-	-	-	-	1	0.2
窯業・土石製品製造業		-	-	-	1	-	0.2
金属製品製造業		1	-	-	-	-	0.2
生産用機械器具製造業		-	-	-	2	-	0.4
電気機械器具製造業		1	-	-	1	1	0.6
<b>電気・ガス・熱供給・水道業</b>		-	-	-	-	-	-
<b>情報通信業</b>		-	-	-	1	-	0.2
情報サービス業		-	-	-	1	-	0.2
<b>運輸業、郵便業</b>		-	1	1	1	1	0.8
道路旅客運送業		-	-	1	-	1	0.4
道路貨物運送業		-	1	-	1	-	0.4
<b>卸売業、小売業</b>		-	2	2	-	6	2.0
<b>金融業、保険業</b>		-	-	-	-	-	-
<b>不動産業、物品賃貸業</b>		-	-	-	-	-	-
<b>学術研究、専門・技術サービス業</b>		-	-	-	2	-	0.4
専門サービス業(他に分類されないもの)		-	-	-	1	-	0.2
技術サービス業(他に分類されないもの)		-	-	-	1	-	0.2
<b>宿泊業、飲食サービス業</b>		-	-	2	3	-	1.0
宿泊業		-	-	2	-	-	0.4
飲食店		-	-	-	3	-	0.6
<b>生活関連サービス業、娯楽業</b>		-	-	-	-	1	0.2
娯楽業		-	-	-	-	1	0.2
<b>教育、学習支援業</b>		-	-	-	-	-	-
<b>医療、福祉</b>		2	-	1	4	2	1.8
医療業		-	-	-	2	-	0.4
社会保険・社会福祉・介護事業		2	-	1	2	2	1.4
<b>複合サービス事業</b>		-	-	-	1	2	0.6
協同組合(他に分類されないもの)		-	-	-	1	2	0.6
<b>サービス業(他に分類されないもの)</b>		-	-	-	3	1	0.8
機械等修理業		-	-	-	1	-	0.2
職業紹介・労働者派遣業		-	-	-	1	1	0.4
その他のサービス業		-	-	-	1	-	0.2
<b>公務</b>		-	-	-	-	-	-
合 計		6	3	9	21	16	11.0

表8 あっせん事項別新規申請件数

(単位：件)

区分	年	29	30	31・元	2	3	平均件数
<b>経営又は人事</b>		3	3	7	13	<b>14</b>	8.0
解雇	雇	2	1	2	6	<b>7</b>	3.6
配置転換、出向・転籍		-	-	-	1	-	0.2
復職	職	-	1	1	-	-	0.4
懲戒処分		-	-	1	-	<b>2</b>	0.6
退職	職	1	1	2	4	-	1.6
その他の経営又は人事		-	-	1	2	<b>5</b>	1.6
<b>賃金等</b>		3	-	3	18	<b>13</b>	7.4
賃金未払	払	1	-	-	8	<b>5</b>	2.8
賃金減額	額	-	-	-	-	<b>2</b>	0.4
一時金	金	1	-	-	-	-	0.2
退職一時金	金	-	-	-	1	<b>1</b>	0.4
解雇手当	当	1	-	2	4	<b>2</b>	1.8
諸手当	当	-	-	-	3	-	0.6
その他賃金	金	-	-	1	2	<b>3</b>	1.2
<b>労働条件等</b>		-	1	-	4	<b>3</b>	1.6
年次有給休暇	暇	-	-	-	-	<b>1</b>	0.2
時間外労働	働	-	-	-	-	-	-
安全・衛生		-	-	-	1	-	0.2
社会保険		-	-	-	-	-	-
その他の労働条件等		-	1	-	3	<b>2</b>	1.2
<b>職場の人間関係</b>		-	-	3	4	-	1.4
パワハラ・嫌がらせ		-	-	3	4	-	1.4
<b>その他</b>		-	-	-	1	<b>1</b>	0.4
合計		6	4	13	40	<b>31</b>	18.8

(注) 複数のあっせん事項を含む事件があるため、本表の件数と新規申請件数とは一致しない。

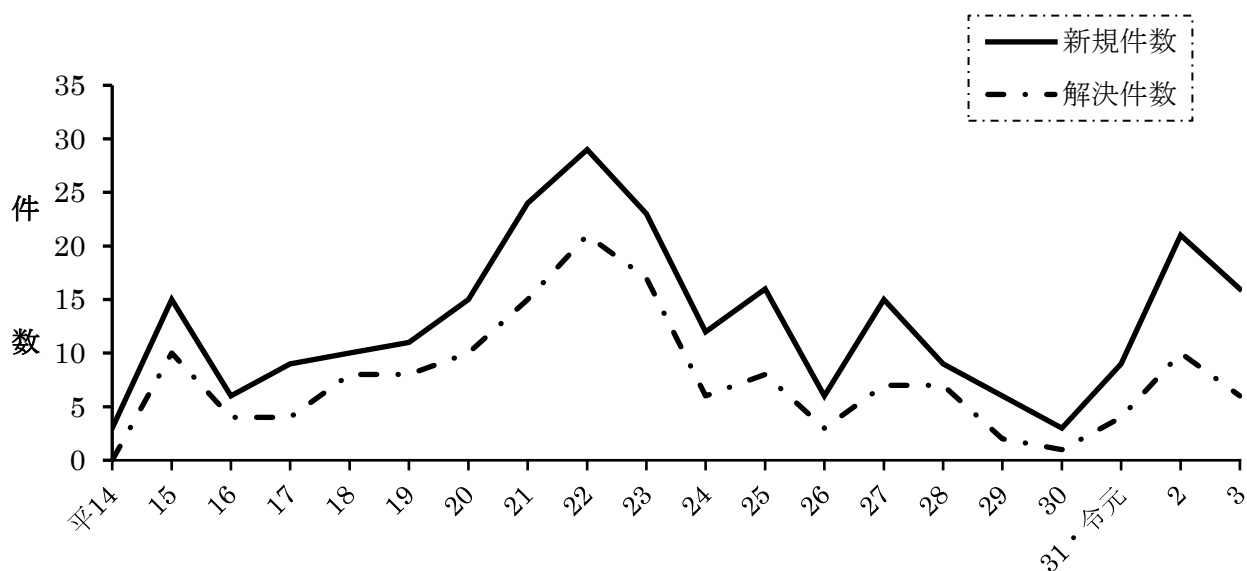
表9 年別取扱・処理件数

(単位：件)

区分 年	係 属 件 数			終 結 件 数				次年繰越
	前年繰越	新規件数	計	解 決	打 切 り	取 下 げ 不 開 始	計	
平成14年	-	3	3	-	2	1	3	-
15	-	15	15	10	2	-	12	3
16	3	6	9	4	5	-	9	-
17	-	9	9	4	2	1(1)	7	2
18	2	10	12	8	2	1	11	1
19	1	11	12	8	1	-	9	3
20	3	15	18	10	7	-	17	1
21	1	24	25	15	8	2	25	-
22	-	29	29	21	4	-	25	4
23	4	23	27	17	3	3(1)	23	4
24	4	12	16	6	10	-	16	-
25	-	16	16	8	6	1	15	1
26	1	6	7	3	2	-	5	2
27	2	15	17	7	8	1	16	1
28	1	9	10	7	2	1	10	-
29	-	6	6	2	3	1	6	-
30	-	3	3	1	2	-	3	-
31・元	-	9	9	4	3	1	8	1
2	1	21	22	10	3	3	16	6
<b>3</b>	<b>6</b>	<b>16</b>	<b>22</b>	<b>6</b>	<b>6</b>	<b>2</b>	<b>14</b>	<b>8</b>
計		258		151	81	18 (2)	250	

(注) ( ) は不開始の件数で、内数である。

図1 新規申請件数の推移



(2) 係属状況一覧表

事件番号 業種	事件の概要	終結 内容	申請者区分 労:労働者 事:事業主 双:双方	申請年月日 あっせん員指各年月日 終結年月日	あっせん回数 係属日数 あっせん日数	あっせん員
個令2-14 介護事業	労働者Aが未払い賃金の支払いを求めてあっせんに申請 【取下げ理由】 Aが強制力のある手続で進めたいとしてあっせん申請を取り下げたため	取下げ	労	2.10.9 2.10.13 3.3.23	0回 166日 162日	土田(公) 師玉(労) 南島(使)
個令2-17 医療業	労働者Aが新入社員に支払われている手当の支給等を求めてあっせんに申請 【打切り理由】 事業者が、当該手当は、Aへの対象外手当であるとしてあっせんに辞退したため	打切り (不応諾)	労	2.11.26 2.11.30 3.1.8	0回 44日 40日	笠井(公) 穂山(労) 石津(使)
個令2-18 医療業	労働者Aが新入社員に支払われている手当の支給等を求めてあっせんに申請 【打切り理由】 事業者が、当該手当は、Aへの対象外手当であるとしてあっせんに辞退したため	打切り (不応諾)	労	2.11.26 2.11.30 3.1.8	0回 44日 40日	笠井(公) 穂山(労) 石津(使)
個令2-19 飲食店	労働者Aが、解雇の撤回、未払い賃金の支払い及び休憩がとれなかったことへの補償を求めてあっせんに申請 【あっせん案要旨】 ・Aは、整理解雇により退職したことを確認する。 ・事業主は、未払い時間外手当及び解決金を支払う。	解決 (案提示)	労	2.12.9 2.12.10 3.1.21	1回 44日 43日	土田(公) 師玉(労) 倉垣(使)
個令2-20 飲食店	労働者Aが、解雇の撤回、未払い賃金の支払い及び休憩がとれなかったことへの補償を求めてあっせんに申請 【あっせん案要旨】 ・Aは、整理解雇により退職したことを確認する。 ・事業主は、未払い時間外手当及び解決金を支払う。	解決 (案提示)	労	2.12.9 2.12.10 3.1.21	1回 44日 43日	土田(公) 師玉(労) 倉垣(使)
個令2-21 情報サービス業	労働者Aが未払い残業手当の支払いを求めてあっせんに申請 【打切り理由】 事業者がAの請求には何ら根拠がないとしてあっせんに辞退したため	打切り (不応諾)	労	2.12.21 2.12.23 3.1.25	0回 36日 34日	藤井(公) 穂山(労) 石津(使)

事件番号 業種	事件の概要	終結 内容	申請者区分 労:労働者 事:事業主 双:双方	申請年月日 あっせん指各年月日 あっせん指各年月日 終結年月日	あっせん回数 係属日数 あっせん日数	あっせん員
個令3-1 建設業	労働者Aが解雇予告手当などの支払いを求めてあっせんを申請 【取下げ理由】 Aが労基署の事業者指導による解決を求めることとしてあっせん申請を取り下げたため	取下げ	労	3.4.22 3.4.23 3.5.26	0回 35日 34日	笠井(公) 松本(労) 安藤(使)
個令3-2 スポーツ施設提供業	労働者Aが雇用の継続及び降格処分の取消等を求めてあっせんを申請 【打切り理由】 当事者双方の主張の隔たりがあり、合意に至らなかったため。	打切り	労	3.6.9 3.6.10 3.8.5	2回 58日 57日	青木(公) 青山(労) 塩尻(使)
個令3-3 電気機器製造業	労働者Aが退職金の金額を会社都合退職として再計算することを求めてあっせんを申請 【あっせん案要旨】 ・当事者双方は、Aが自己都合により退職したことを確認する。 ・事業主は、解決金を支払う。	解決 (案提示)	労	3.7.2 3.7.7 3.9.3	1回 64日 59日	橋本(公) 師玉(労) 南島(使)
個令3-4 児童福祉事業	労働者Aが解雇予告手当、未払い賃金及び不当解雇等に対する慰謝料の支払いを求めてあっせんを申請 【あっせん案要旨】 ・Aは、自己都合により退職することを確認する。 ・事業主は、A負担分の社会保険料及び解決金を支払う。	解決 (案提示)	労	3.7.5 3.7.8 3.8.18	1回 45日 42日	笠井(公) 鍛冶(労) 安藤(使)
個令3-5 障害者福祉事業	労働者Aが未払い賃金及び有給休暇請求拒否に伴う損害額の支払いを求めてあっせんを申請 【あっせん案要旨】 事業主は、解決金を支払う。	解決 (案提示)	労	3.7.15 3.7.21 3.9.6	1回 54日 48日	土田(公) 青山(労) 石津(使)
個令3-6 小売業	労働者Aが解雇予告手当の支払い及び業務上の事故に伴う修理代等と相殺された給与の返還を求めてあっせんを申請 【打切り理由】 事業主は、あっせんの余地はないとしてあっせんを辞退したため。	打切り (不応諾)	労	3.8.18 3.8.20 3.9.15	0回 29日 27日	橋本(公) 穂山(労) 南島(使)
個令3-7 協同組合	労働者Aが解雇の撤回を求めてあっせんを申請 【あっせん案要旨】 ・当事者双方は、Aが離職したことを確認する。 ・事業主は、解決金を支払う。	解決 (案提示)	労	3.9.30 3.9.30 3.10.19	1回 20日 20日	青木(公) 松本(労) 塩尻(使)



事件番号 業 種	事 件 の 概 要	終 結 内 容	申請者区分 労:労働者 事:事業主 双:双 方	申請年月日 あつせん員指各年月日 終結年月日	あつせん回数 係 属 日 数 あつせん日数	あつせん員
個令3-8 協同組合	労働者Aが解雇の取消し及び復職日までの賃金支払いを求めてあつせんを申請 ----- -	-	労	3.10.7 3.10.8 (係属中)	-	橋 本(公) 青 山(労) 石 津(使)
個令3-9 小売業	労働者Aが解雇の取消しを求めてあつせんを申請 ----- -	-	労	3.10.18 3.10.20 (係属中)	-	藤 井(公) 山 本(労) 倉 垣(使)
個令3-10 小売業	労働者Aが解雇の取消しを求めてあつせんを申請 ----- -	-	労	3.10.18 3.10.20 (係属中)	-	藤 井(公) 山 本(労) 倉 垣(使)
個令3-11 小売業	労働者Aが解雇の取消しを求めてあつせんを申請 ----- -	-	労	3.10.18 3.10.20 (係属中)	-	藤 井(公) 山 本(労) 倉 垣(使)
個令3-12 労働者派遣業	労働者Aが休業手当の増額を求めてあつせんを申請 【打切り理由】 事業主は、あつせんの余地はないとしてあつせんを辞退したため。	打切り (不応諾)	労	3.11.17 3.11.18 3.12.16	0回 30日 29日	土 田(公) 穂 山(労) 南 島(使)
個令3-13 道路旅客運送業	労働者Aが懲戒処分の撤回及び未払い賃金の支払いを求めてあつせんを申請 ----- -	-	労	3.12.10 3.12.15 (係属中)	-	笠 井(公) 師 玉(労) 安 藤(使)
個令3-14 プラスチック製品製造業	労働者Aが基本給減額の取消しを求めてあつせんを申請 ----- -	-	労	3.12.17 3.12.21 (係属中)	-	青 木(公) 松 本(労) 塩 尻(使)
個令3-15 小売業	労働者Aが降格処分の取消し等を求めてあつせんを申請 ----- -	-	労	3.12.20 3.12.21 (係属中)	-	土 田(公) 上 尾(労) 石 津(使)
個令3-16 小売業	労働者Aが雇止めの撤回及び無期労働契約への転換と休業期間中の賃金支払いを求めてあつせんを申請 ----- -	-	労	3.12.24 3.12.28 (係属中)	-	藤 井(公) 青 山(労) 倉 垣(使)